

令和3年度

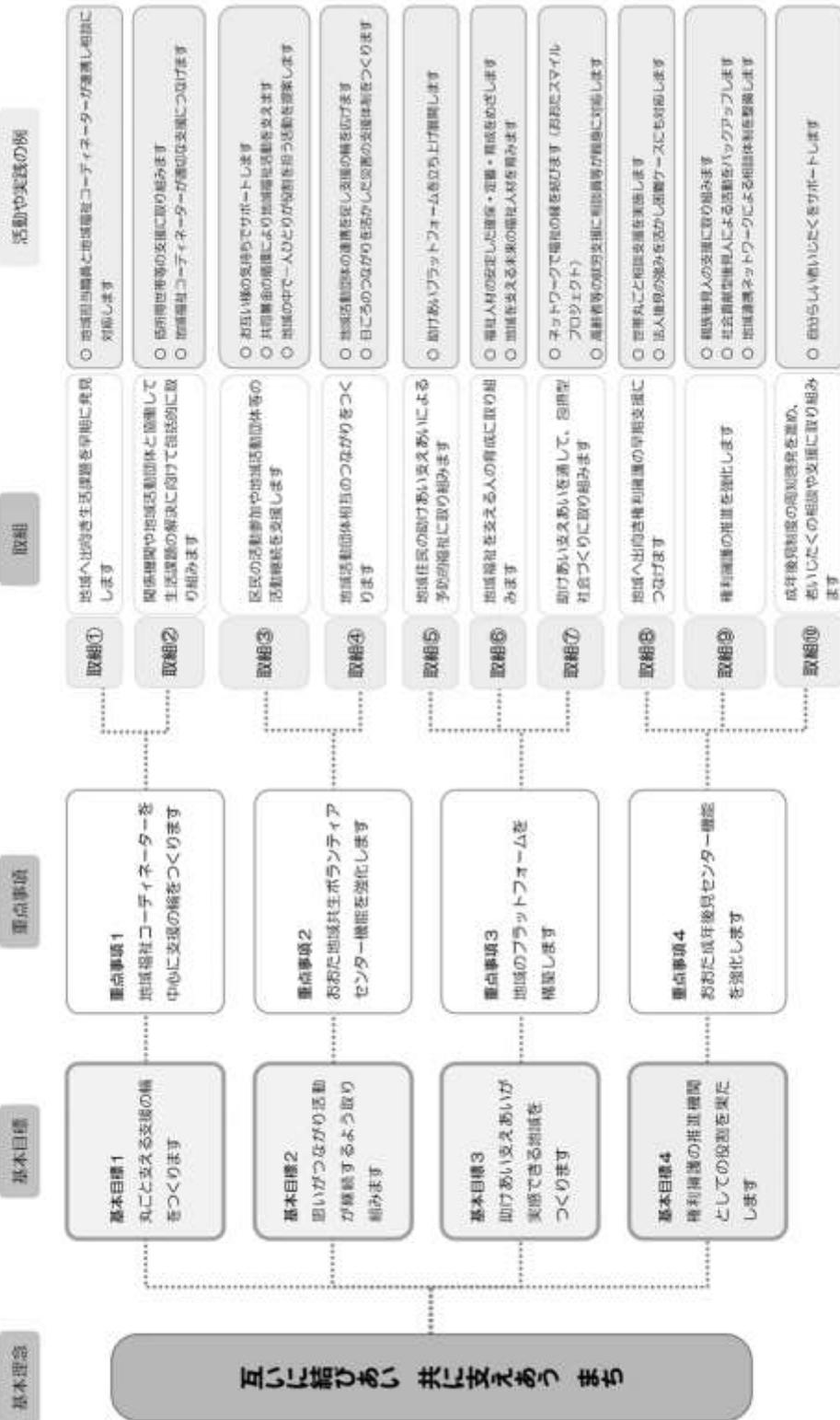
事業計画

令和3年3月

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

第6次大田区地域福祉活動計画の体系図

第6次計画の体系図



令和3年度事業計画の基本的な考え方

令和3年度は、「第6次大田区地域福祉活動計画」中間地点の3年度目を迎えます。この1年余のコロナ禍により、私たちの暮らしは大きく変わりました。収入が減少し、生活状況が著しく困難な状況に置かれる方が、年齢・性別・国籍等を問わず増加しています。

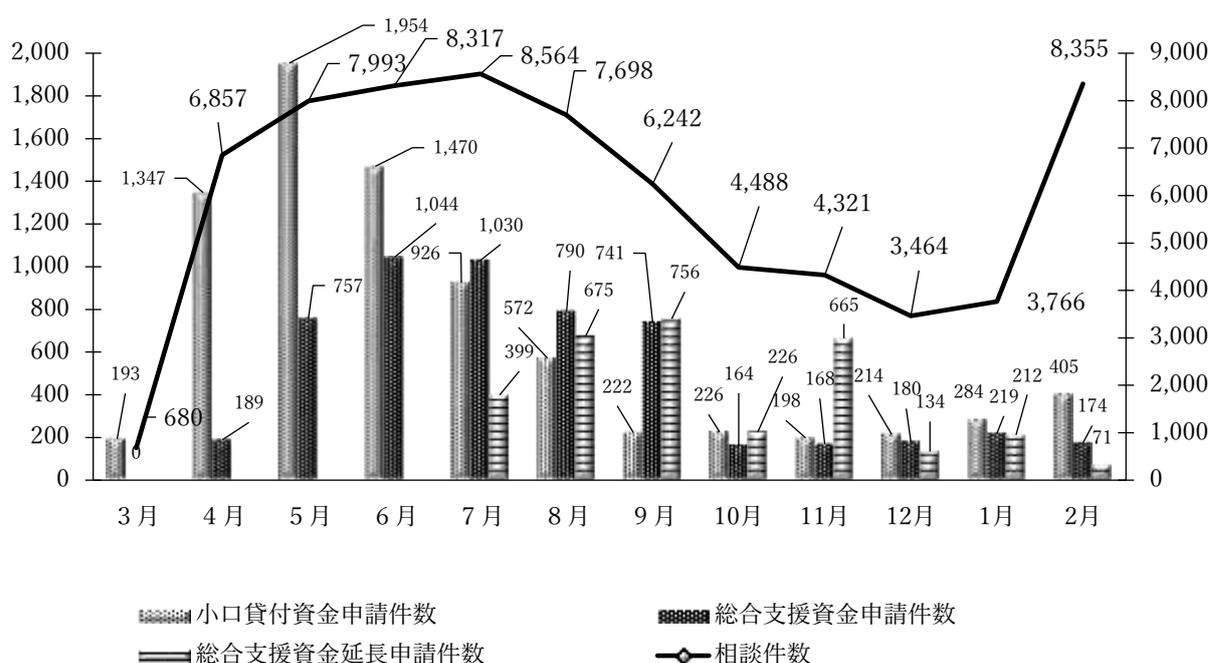
感染が終息する気配は見られません。引き続き再拡大への警戒を怠りなく続け、状況の変化に柔軟に対応できる構えを維持しつつ、行政や東京都社会福祉協議会等関係機関・団体とも密に連携しながら、当計画期間後半においてさらに着実に事業を進めてまいります。

【コロナ禍対策】 生活福祉資金による特例貸付（東社協受託事業）

グラフは、昨年3月下旬から始まったコロナ禍対策による特例貸付の12か月間の推移です。当初は7月末までの予定でしたが、感染拡大による影響で、たびたび期間が延長されています。また、本年2月に貸付上限が引き上げられたことで、相談件数は前月の2.2倍となりました。

現在、本年6月末で貸付申請を終了する旨の通知が寄せられていますが、感染状況次第ですので予断を許しません。また、来年3月からは償還も始まる予定であることから、債権管理業務が新たに社協の業務として追加されます。

特例貸付申請件数の推移（R2.3～R3.2）



令和3年度事業計画のポイント

令和3年度における事業計画の主なポイントは、次のとおりです。

1 地域福祉をコーディネートする機能・取り組みを強化

これまで地域包括支援センターに置かれていた「地域ささえあい強化推進員」を当社協に迎え、社協の地域福祉コーディネーターと、より強力なチームワークで地域の課題に取り組みます。

2 住民や専門機関等と連携した生活課題への取り組みを推進

特に、小学校低学年に焦点を当て、不登校児童のための居場所づくり等を推進します。また、コロナ禍の中で需要が高まっている食料支援について、「**食料配布の拠点(フードパントリー)**」を広げ、地域の中に食料支援のネットワーク作りを進めます。

3 区民の地域活動の参加・取り組みを推進

自治会・町会の全面的なご協力のもとで行う「歳末たすけあい運動」を、より一層強力に推進し、配分される地域福祉活動費を活用して、地域福祉活動団体等の育成や支援を推進します。

4 助けあいプラットフォームの推進

地域の中の生活課題について、住民や地域活動団体、企業、行政等が話し合い、解決に向けて協力していく場（プラットフォーム）作りを推進します。

5 企業と連携したCSR(企業の社会貢献)の活性化

フードドライブ（未利用食品の寄付）等、社会貢献に取り組む企業の活動をサポートし、地域社会との橋渡しを進めます。

6 成年後見制度利用中核機関としての取り組み

区が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、適切に成年後見制度が活用されるように、家庭裁判所への申し立ての支援や親族による後見業務を支援していきます。

7 あんしんの「おいじたく」への取り組み

親なき後問題も含めて、それぞれの方の事情に適した「おいじたく」について支援していきます。

8 人材育成基本方針に基づき、地域福祉の専門職を養成

専門家の助言も得ながら計画的に職員を育成し、複合的な生活課題に適切に対応できる人材を養成します。

**第6次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 1**

丸ごと支える支援の輪をつくります

高齢や介護、障害、ひきこもり、就労、育児と仕事の両立等の問題が絡み合い、複合化する課題を解決するため、地域福祉のコーディネーターが中心となって、福祉分野間、あるいは世代間の垣根等を超えて「丸ごと」受け止め、地域づくりの視点に立ちながら支援の輪を作っていきます。

1 地域福祉をコーディネートする機能・取組みを強化

(1) 地域福祉コーディネーターの育成強化

住民から寄せられる様々な相談に応じ、地域活動団体や専門機関との橋渡しや、地域のみなさんと協力して相談事の解決につなげる活動を行っていきます。また、そのような活動に必要な知識や技術を、研修と実践を積み重ねながら修得していきます。

【地域福祉コーディネーターの役割】

1 どこに聞けば良いかわからない 困りごとの相談にのります！

必要に応じて専門機関や地域活動につなぎます。地域の皆さんからの相談に丁寧に応じ、解決のお手伝いをします。

近所に住んでいる外国人の方が孤立しているようだ。安心して過ごせる居場所はないか…

赤ちゃんが生まれたママ最近寂れているみたい…

2 地域の皆さんの やってみたいことを応援します！

「自分の住む町のために何かしたい」「身近にこんな居場所があったらいいな」と思うことはありませんか？

地域でのあったらいいな！ やってみたいな！の 実現をサポートします。

子育て中の親子が気軽に集まれる場所があるといいなあ。

自分の得意なことを活かせる場所がないかな？

3 皆さんの活動にお邪魔します！ 地域の“チカラ”に触れさせて下さい！

皆さんが住んでいる地域のために 行っている活動について教えてください。それぞれの場所で輝いている人や団体がつながるきっかけを作り出し、一緒によりよい地域づくりのお手伝いをします！

新しくサロンを立ち上げた。子どもからお年寄りまでもっと来てほしい。

大田区では他にどんな団体が活動しているのだろうか？一緒に地域を盛り上げたいな！

～活動と学生との出会いをつくりました～
地域で生まれた地域のこれからを考える会「蓮コレ」の活動に、学生が参加！町を歩く人が一休みできるイスを作りました

～話し合いの場を作りました～
「蒲西好き」が集まる「蒲西プラットフォーム」この出会いから、新たな活動の広がりに結びつくようサポートします

社会福祉法人池上長寿園、響会、白陽会では、区から、地域の高齢者等の生活支援の体制を整備する事業を受託し、『地域ささえあい強化推進員』を地域包括支援センターに配置していました。これを令和3年度から当社協に配置して、当社協の地域福祉コーディネーターとお互いの専門性や実践を補完しあいチーム力を高めながら、様々な地域課題に取り組めます。

2 住民や専門機関等と連携した生活課題への取り組みの推進

(1) 子どもの居場所づくり事業の拡充

区が行う公的サービス・活動団体の活動の中で、特に小学生低学年の不登校児童のケアが必要とされている現状を踏まえ、区内のスクールソーシャルワーカー等と連携し、学習の支援や多様な生活経験の場等を提供します。

令和3年度は、このような活動に関心のある他団体と協働して取り組む等、事業のさらなる拡充も視野に入れて進めてまいります。

【事業のあらまし】

学習×食事×体験 『子どもの居場所づくり』事業

<div style="text-align: center;">  <h3>①『わくわくホーム』事業</h3> </div> <p>実施期間 長期休暇(春・夏・冬休み)</p> <p>目的 保護者の一時的な休息の確保と、様々な経験を通して子どもの前向きに挑戦する力を養います。</p>	<div style="text-align: center;">  <h3>②『のびのび』事業</h3> </div> <p>実施期間 平日</p> <p>目的 不登校の長期化を防ぎ、通学できなくても学習と多様な経験の機会を提供します。</p>
--	--

例『のびのび』での1日の過ごし方
【毎月第4金曜日開催】



①勉強したいものを持ってきて自分のペースで勉強しよう。スタッフがサポートします。



②お家でもつくれる簡単な料理をみんなで作って見よう!作るものはお楽しみ♪



③カードゲームやボードゲームでリラックス♪自由に過ごそう、イベントも開催予定!

「わくわくホーム」「のびのび」では送迎があります

(2) 家庭・世帯をささえるフードパントリー事業

コロナ禍による休業、失業のため、生活が困窮状態となる方が急増しました。このようなことから、当社協では常時食料支援を行い、本年度は延 800 余の世帯に配布いたしました。

令和3年度も引き続き食料支援を実施するとともに、他の社会福祉法人と連携して地域の中にも食料配布の拠点（フードパントリー）を広げ、サービスを利用しやすい地域の食料支援ネットワークを作ります。

フードパントリー拠点 (社会福祉法人施設3か所)



**第 6 次 大 田 区
地域福祉活動計画
基本目標 2**

**思いがつながら活動が継続するよう
に取り組みます**

地域の課題を「自らの課題として受け止め考えていく文化」を醸成し、一人ひとりの思いが行動となり、問題解決の方法や経験が蓄積され、別の課題の解決に役立っていく「循環」を作ります。

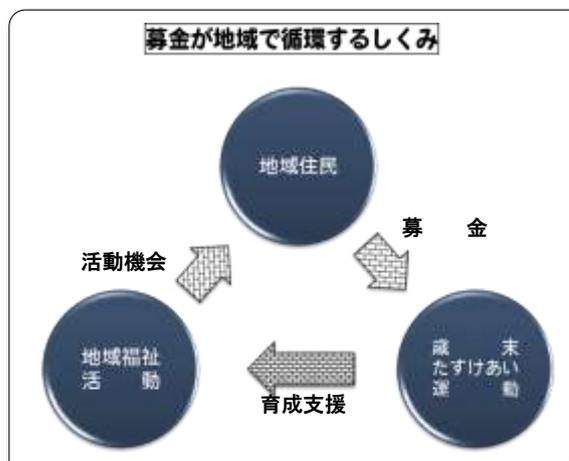
1 区民の地域活動の参加・取り組みを推進

(1) 歳末たすけあい運動の展開

共同募金は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする旨が定められています。「住民が集めて住民が使う」という募金と助成金が、地域福祉活動に形を変えて地域の中で循環するしくみを目指します。

募 金 目 標 額	37,744,000 円
-----------	--------------

- 実施時期 令和3年12月
- 主 催 東京都共同募金会
- 実 施 大田区社会福祉協議会
- 活動主体 各自治会・町会
- 協 賛 大田区
大田区自治会連合会
大田区民生委員児童委員
協 議 会



※ 昨年度に東京都共同募金会に納付した歳末たすけあい運動募金納付金が、令和3年度地域福祉活動費として、大田社協に配分されます(総額28,010,007円)。

(2) 地域福祉活動団体支援事業の実施

幅広く地域福祉活動に取り組む民間団体を支援するため、歳末たすけあい運動募金から配分される「地域福祉活動費」を活用して、相談助言や広報活動の支援、活動費の助成を行います。

【助成の内容】

- ①通年事業助成 年間通じた地域福祉活動の経費を助成
- ②イベント助成 地域福祉の目的として開催するイベント経費を助成
- ③トライアル助成 地域福祉の推進を目的とした団体を新たに立ち上げるときの経費を助成

※①と②は、上限10万円、③は上限20万円まで助成します。

(3) 「つどいの場」運営支援事業の実施

当社協は、日ごろ外出することが少なくなりがちな高齢者や障害者、子育て中の親子などが、気軽に仲間をつくり身近な地域で支えあうための交流の場を「つどいの場」と名づけ、そのような場の安定的な運営の支援と、すそ野の拡大に取り組みます。

【支援の内容】

① つどいの場の活動助成

月1～3回の活動：3万円以内/年

月4回以上の活動：5万円以内/年

② つどいの場保険

活動の場を安全に実施できるように社協が行う補償制度があります。



(4) 地域の絆を広げる・絆サポーターの拡充

大田区中に、人と人との絆の大切さを広げていく担い手の方々を「絆サポーター」と名づけ、社協が提案する様々な活動に参加していただいています。

令和3年度も、絆サポーターとささえあいの輪の拡大に取り組みます。

【絆サポーターの様々な活動】

	対象者	内容
絆サポート	高齢者・子育て世帯	日常家事支援
助っ人サービス	高齢者	ちょっとした困りごとの支援
ほほえみ訪問	高齢者	月2回の玄関先の5～10分ほどの挨拶
ほほえみごはん	子育て世帯	月2回の玄関先での食料を届ける活動



ほほえみごはんの絆サポーター

(5) 災害ボランティアセンターの強化

区内で大規模な災害発生時に、被災者支援等を支える「災害ボランティアセンター」の円滑な運営に進めていくために、①災害ボランティア活動の啓発促進、②災害ボランティア登録者の増加、③同センター運営者のスキルアップ等、それぞれの主旨に応じた、多様な取組みを計画的に実施します。

目的	具体的な取組み	概要	対象	実施時期
災害ボランティアの啓発促進	災害ボランティアセンター体験会	・毎年、特定地区で地域への災害ボランティアへの理解啓発を図るための講座、体験会を行う。	体験会実施地区の地域関係者等	9月～11月
災害ボランティア登録者の増加	災害ボランティア初めて講座	・広く一般の区民を対象とした災害ボランティアの理解を深め、災害ボランティア登録者を増やす取組み。	一般区民	9月
センター運営者の強化	災害ボランティアリーダー講習	・区職員、災ボラ経験者、社協職員を中心にセンター運営の連携、知識を得るための取組み。	区・社協・災害ボランティア経験者	3月

第6次大田区 地域福祉活動計画 基本目標 3

助けあい支えあいが実感できる地域 をつくります

様々な立場の住民が、地域の課題を共有し解決に向けていくためには、話し合いと情報交換を行うことができる「場」が必要です。このような「場」を「助けあいプラットフォーム」を名づけ、地域に広げていきます。

また、未来の地域共生社会の担い手を育成する福祉教育や、高齢者の社会参加をサポートする活動も展開していきます。

1 助けあいプラットフォームの推進

プラットフォームは、地域住民、地域活動団体、行政、企業等が連携して、複雑化する地域の中の生活課題に取り組むための話し合いの場であり、地域の状況に応じた様々な話し合いを通じたつながりの場づくりを推進していきます。

コロナ禍ではオンラインによる話し合いの場も導入する等、工夫をした運営を行っています。



2 未来の地域共生社会を担う住民の育成

(1) 家ボラの推進

コロナ禍により、増加した在宅時間を活用して、自宅でできるボランティア、「家ボラ」を提案しました。令和3年度は、これを学校等での福祉教育にも取り入れていただき、活動の輪を広げます。



あいちゃんの
マスクプロジェクト

手作り雑巾プロジェクト
(東調布中学校にて)



(2) 子どもたちの生きる力を育む・れいんぼう事業

ひとり親家庭の子ども達を対象に、『学ぶ』、『動く』、『食べる』、『体験』を通じて、生きる力の修得を目指す学習支援事業です。区内の社会福祉法人と連携して、大森東・久が原地区の社会福祉法人施設で実施します。



3 企業と連携しCSR（企業の社会貢献）の活性化

(1) 地域でのフードドライブ事業の推進

一品からの寄付から始められる地域貢献活動でもあるフードドライブ（未利用食品の寄付）の活動が、活発になってきています。様々な取組みも地域で行われ、多くの食料が社協に届きました。

大田社協は、常時、食料寄付を受けており、令和2年度は、年間1,700点、100名を超える区民の方が来所されました。引き続き、食を通じた地域のささえあいの輪を広げます。

ザ・リバープレイス自治会(下丸子)
フードドライブイベント



(2) 企業と区民とをつなぐ取組みの推進

近年は、地域貢献活動を通じて、社会的責任を果たそうとする企業等が増えてきています。令和2年度は、20企業・団体から、食料を中心とした寄付等をいただきました。

令和3年度においても、多様な方法で企業等の方々と協力して、CSRの活性化を進めます。

【食料を届けてくださった企業の皆さん】



【株日本航空】

【株荏原製作所】

4 高齢者等の就労支援を推進します

(1) 無料職業紹介事業

大田区いきいきしごとステーションでは、概ね55歳以上の方を対象とした無料職業紹介や再就職セミナー、個別相談によるカウンセリング等を通じて、地域社会への参加をサポートしていきます。



第6次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 4

権利擁護の推進機関としての役割を
果たします

大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、区と成年後見制度利用促進中核機関として、成年後見制度の広報・普及啓発をはじめ、権利擁護支援のための検討会議の運営や社会貢献型後見人（市民後見人）の養成、親族後見人等支援に取り組みます。

また、元気なときから将来への備えに取り組めるように、当社協と法律や金融、不動産の専門家等とのネットワークを活かした相談支援体制を構築します。

1 成年後見制度利用促進中核機関としての取り組み（拡充）

成年後見制度利用を必要としている方に支援が届くよう、中核機関機能の充実を図り、制度の周知啓発や関係機関、専門職等との地域連携ネットワークの充実に取り組みます。

<中核機関の機能>

権利擁護支援検討会議

専門職による多角的な視点で、本人の権利擁護支援の必要性や適切な支援内容等について検討する場

成年後見制度の周知啓発 社会貢献型後見人の育成

- 様々な媒体を活用した制度の普及啓発
- 社会貢献型後見人養成講習の実施

親族後見人へのサポート

親族の正しい制度理解へのアプローチと申立て時から親族が後見人に就任後も継続したサポート

(1) 権利擁護支援検討会議の定着

支援関係者が対応に悩むケースに対して、福祉・法律の専門職による中立的な立場から多角的な視点で助言します。また、成年後見人等が選任された後も必要に応じてモニタリングを行い、本人の権利擁護支援と後見人等のチームのサポートに取り組みます。

(2) 市民後見人の育成

養成講習や実務実習を通じて、成年後見人として必要な知識や態度を修得し、同じ地域に暮らす住民の目線で、本人に寄り添った支援を行うことのできる支援者の育成を目指します。

(3) 親族による後見等を支援

親族による成年後見制度利用の申立てや、親族による後見業務等が適切に行われるように、継続的にサポートしていきます。また、親族後見人の交流会や勉強会等を開催し、情報交換や研鑽を積む機会を提供していきます。

(4) 成年後見制度利用促進のための周知啓発

様々な媒体を活用し制度を周知するとともに、「つどいの場（8ページ参照）」や地域団体等の勉強会へ、当社協職員を無料派遣する出前講座等による普及啓発に取り組みます。

2 法人後見等権利擁護への取り組み

(1) 地域福祉権利擁護事業の推進(東京都社会福祉協議会受託事業)

地域で安心して暮らせるよう、判断能力の低下等がみられる高齢者、軽度の知的障害者や精神障害者と、大田社協が委任契約を結んで福祉サービス利用や金銭管理等のアドバイスを行います。

また、特約を結ぶことで、日常的な生活費等の払い戻しの代理や、重要な書類(契約書や預金証書等)の保管も行います。

【サービス内容等】

	利用料金(消費税非課税)
福祉サービスの利用援助	◇月額基本料金 1,000 円 ◇1回の利用時間が1時間まで 1,000 円
預貯金払戻しサービス	(1時間を超える分は、30分までごとに500円を加算)
書類等預かりサービス	◇金融機関貸金庫代 月額1,000円

(2) 福祉サービス利用支援事業の推進

常時、窓口で成年後見制度や家庭裁判所への申立て支援を含む相談援助、その他福祉サービス利用に関する相談に対応するほか、専門家による無料相談を毎週実施します。

	開催日	相談員
法律問題一般相談	第1～4火曜日	弁護士
成年後見専門相談	第1,2,4木曜日	司法書士
公正証書であんしん生活相談	第3木曜日	公証人

(3) 法人後見・後見監督の推進

親族との関係が疎遠等の事情により、適切な後見人等を確保することが難しい場合、大田社協が受任するほか、社会貢献型後見人の後見監督人に社協が就任し、社会貢献型後見人が適切に業務を行うように監督します。

3 あんしんの「おいじたく」への取り組み(新規・拡充)

当社協の弁護士等専門職団体や金融機関、関連団体とのネットワークを活かし、おいじたくの専門相談やセミナーを実施して、オーダーメイドのおいじたくを支援します。

(1) おいじたく相談とセミナー、専門相談会【新規】

常設のおいじたく相談窓口のほか、必要な知識等に関するセミナーの開催と、相続、不動産管理等の問題への取り組み方に関する専門相談会も開催します。



(2) 親なき後 アウトリーチ相談会 【新規】

親なき後への準備は親も子も切実です。相談会では、お子さんへの将来への備えに加え、親御さん自身のおいじたくにもアプローチし、当社協も一緒に考え、具体的な取り組み方をサポートしていきます。

経営基盤の強化への取り組み

人材の計画的な育成と財政基盤の強化に取り組みます

1 人材育成基本方針を基調に、地域福祉の専門職を養成

令和2年度から人材育成プロジェクトチームを設置し、専門家のアドバイスを受けながら、研修体系の構築を進めてきました。

令和3年度は策定した研修体系に基づき、組織活動面と福祉専門職の両面から人材育成を図ることを目標に研修等を実施いたします。また、実施した研修等の課題を整理しながら、さらなる人材育成体制の充実を図ります。

【研修の種類】

①職員階層別研修

＜目標＞階層別に求められる職員の知識やスキル等を身につける。

②全体研修・福祉専門職研修

＜目標＞法改正など、社協職員として、共通して知っておくべき内容や担当職務ごとに求められる専門知識やスキルを身につける。

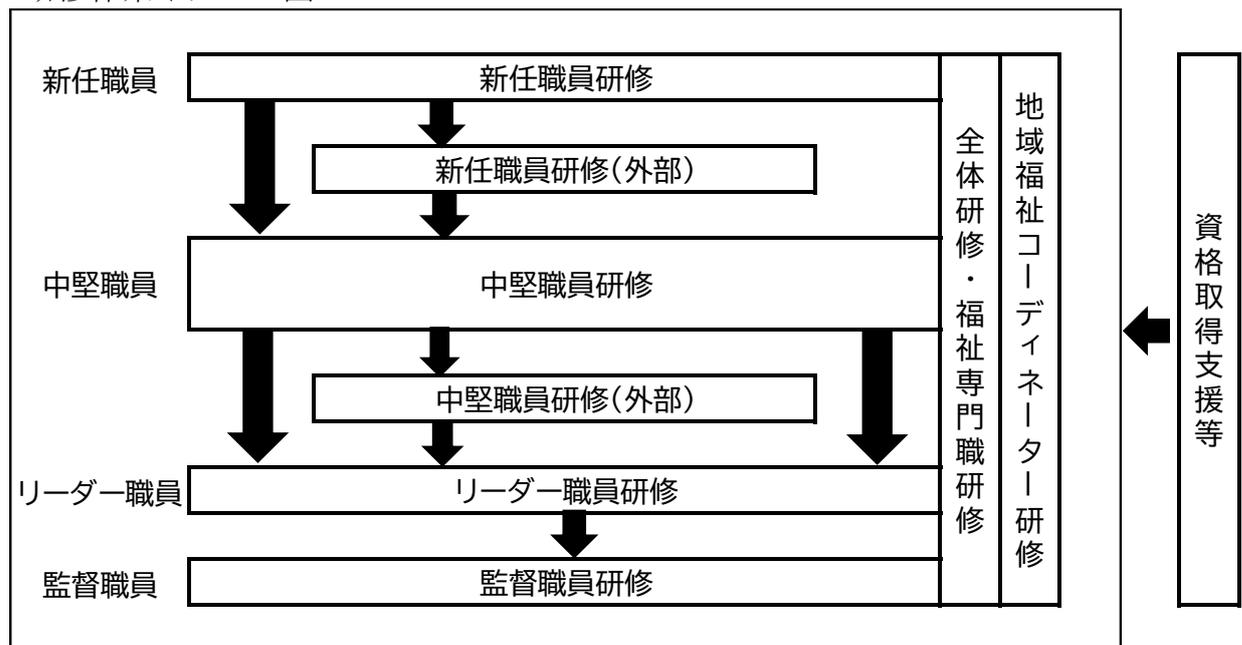
③地域福祉コーディネーター研修

＜目標＞重層的支援の中核となる地域福祉コーディネーターに関する専門知識とスキルを身につける。

④資格取得支援等

＜目標＞職員の自己研鑽や幅広い人材育成をサポートする。

＜研修体系イメージ図＞



2 社協会員の増強を図り、組織のすそ野を拡大

令和2年度から、個人会員を対象に「コンビニ払い」を導入し、納付方法の多様化を図りました。また、社協会員会費が寄附金として税額控除制度の適用が受けられるよう、租税特別措置法等に定められる「**税額控除対象法人**」として、大田区から認可を受けました。

このように新しい仕組みも活用しつつ、令和3年度は、各種事業を通じて、地域福祉活動団体や企業等に会員加入を働きかけます。併せて、広報紙やホームページ等も活用して、社協活動のPRと会員増強に努めてまいります。

	令和3年度目標		令和2年度実績	
	会員数	会費額	会員数	会費額
個人正会員	2,700	3,500,000 円	2,371	3,117,000 円
個人特別会員	30	300,000 円	22	262,000 円
団体賛助会員	100	300,000 円	82	248,000 円
団体特別会員	210	2,100,000 円	164	2,020,000 円
施設会員	100	300,000 円	52	209,000 円
合計	3,140	6,500,000 円	2,691	5,856,000 円

(令和3年3月12日現在)

<税額控除制度の対象について>

所得税、法人税、住民税（大田区）において、それぞれ定められている条件を満たすことで、税制上の優遇措置を受けることができます。なお、税制上の優遇措置を受けるには、確定申告が必要です。

【所得税】

個人の方が、確定申告の際に、**税額控除**と**所得控除**のうち、いずれか有利な方を選択することができます。

(1) 税額控除による計算方法

(年間の寄附金合計 - 2,000円) × 40% = 税額控除額

本来の課税額から差し引くことができます。

(2) 所得控除による計算方法

年間の寄附金合計 - 2,000円 = 所得控除額

税額を計算する際の総所得金額から、差し引くことができます。

【住民税】

1月1日現在、大田区にお住まいの方が、前年1年間に**大田区社会福祉協議会に社協会費の納入や寄附をした場合は**、地方税法上の寄附金税額控除を受けることができます。

寄附金控除額 = (年間の寄附金合計 - 2,000円) × 10% (特別区民税 6%、都民税 4%)

◆年間の寄附金合計は、年間所得の30%が限度となります。

3 法人運営資金財源の多様化と収益性の拡大

現代社会においては、社会福祉協議会もまた社会福祉法人として担う責任のほか、地域社会の中で事業を営む団体として、地域住民や取引先、職員等利害関係者との強い信頼関係の醸成に努めていかなければなりません。

これらの要素も含めた意味での「**経営基盤の強化**」を進めるため、会費や寄附金に加えて、自動販売機の設置や広告料収入等にも取り組み財源の多様化を進め、事業環境の変化に適切に対応できる組織作りを進めます。

(1) 地域貢献型自動販売機の設置

所有する敷地の一角（1m四方）を無償でお借りし、当社協と提携した飲料会社が飲料水の自動販売機を設置します。そして、自販機の売上から土地提供者への電気代等諸経費を差し引いた額が、当社協の収入となります。

令和2年秋、JA健康長寿倶楽部様（仲池上1-24-26）のご協力を得て、第1号機を設置しました。

既存の機械の入替え、従業員の福利厚生等様々な場面で、地域貢献型自動販売機を活用いただけるように、社協だより等広報媒体や各種会合の場でPR活動を展開します。



(2) 緊急通報サービス紹介事業の推進

緊急通報サービスの利用を希望する方に、当社協が契約する警備会社を紹介しています。利用希望者と警備会社の間で利用契約が締結されたときは、「紹介料」が会社から当社協に支払われます。

(3) 広告料収入の拡大

年間を通して、社協だよりやホームページへの広告掲載者を募集します。

《掲載価格の例》

社協だより（タブロイド判 4ページ 65mm×81mm）

○ 2面・3面 1回につき¥22,000-

○ 4面 1回につき¥33,000-

使用済み切手の収集

配達された封書から切手を切り離し、段ボールに箱詰めして古物商に売却（一般的な大きさの段ボール1箱で600円前後）し、現金化する活動も続けています。売却益は、ひとり親家庭支援のため購入する白米1トンの購入費用に充当しています。

担 当 おおた地域共生ボランティアセンター